

豊中市公式 note 運営サポート業務 公募型プロポーザル募集要項

1. 実施目的

本市は、市民の市政への関心を高めること、市内外に向けて市の魅力を訴求することを目的に、「豊中市公式 note (<https://toyonaka-city.note.jp>)」で、市の魅力や施策等に関する記事の発信に取り組んでいる。

本業務は、その取り組みをより効果的に進めるため、専門的な知識や経験を有する外部専門人材の知見を生かした記事の発信を行うとともに、職員への助言を通じて、情報発信スキルの向上を目的として、実施するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

豊中市公式 note 運営サポート業務

(2) 業務内容

別添「豊中市公式 note 運営サポート業務」のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

(4) 予算額

委託料の上限は、400,000円(税込、交通費除く)

(5) 担当部局

都市経営部 広報戦略課

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす法人・個人とする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 以下の実務経験があること。
- ・note などのインターネットを通じたメディアにおける記事製作（企画・調査・取材・編集）の実績
 - ・雑誌などでの取材を通じた記事の作成等、ライターとしての実績
- (9) 豊中市内に取材（訪問）可能であること（月 1 回程度）

（続く）

4. 日程（いずれも、令和8年（2026年））

- ・ 募集要項等の公表 4月10日（金）市ホームページに掲載
- ・ 現場説明会 実施しない
- ・ 参加表明書の締切 4月16日（木）17時まで（必着）
- ・ 質問事項の締切 4月16日（木）17時まで（必着）
 - ※質問は【様式2】にてメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲載する。個別には回答しない。
- ・ 質問事項への回答 4月21日（火）予定
- ・ 企画提案書等提出期限 4月30日（木）17時まで（必着）
- ・ 第1次審査（書類審査） 5月8日（金）予定
 - ※応募事業者が4者以上あった場合のみ実施
- ・ 第2次審査（プレゼンテーション） 5月13日（水）予定
 - ※当日の時間、場所等は、第1次審査終了後、通知
- ・ 審査結果の通知予定日 5月下旬
- ・ 委託契約の締結予定日 5月下旬

5. 企画提案書

参加者は、本要項及び別紙「豊中市公式note運営サポート業務仕様書」に基づき、下記のとおり本案件に関する企画提案書を作成すること。

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加表明書	提案者の代表者印を押印。	様式1
2	企画提案書	次のとおり企画提案を求める。 <項目①> 本業務受注後、市公式noteで投稿する連載記事（マガジン）のコンセプトと3回分のテーマ <項目②> 項目①で記載した内容の記事を1回分（2,000～4000字程度） <項目③> 本業務の推進にあたり、またはそれに関連して、仕様書に記載の業務内容以外に提案者ができる点について	任意
3	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること	様式3
4	業務経歴書	類似する事業実績等を記載すること	様式4
5	団体の概要書 （企業概要など）	連絡先（担当者氏名、電話・FAX番号、メールアドレス）を記載すること。	任意

6	見積書	本プロポーザルにおける提案の見積価格	任意
7	処分歴等の確認書	様式 5 に記載し提出すること。	様式 5

(2) 提出方法

PDF 形式のデータファイルで、以下のいずれかで提出すること。提出後は、事務局に対し提出書類のダウンロードについて確認すること。

ただし、プロポーザル参加表明書については、メールにてデータを送付すること。

・メールにて提出

※メールにファイルを添付する場合は受信可能なファイルサイズは 8MB まで。

※オンラインストレージ等のダウンロードリンクの送付も可。

・アップロード用 URL より提出 (Box)

希望する場合は、事務局へ連絡をすること。プロポーザル参加表明書【様式 1】に記載のメールアドレスに対し、ファイルをアップロードする URL を送付する。

(3) 提出期限

・ プロポーザル参加表明書 (No.1)

令和 8 年(2026 年)4 月 16 日 (木) 17 時(必着)

・ 企画提案書等 (No.2~7)

令和 8 年(2026 年)4 月 30 日 (木) 17 時(必着)

※提出書類の不足又は期限内未到着の場合は、応募 (参加) を無効とする。

プロポーザル参加表明書の提出がなかった場合、プロポーザル参加の意思がないものとみなす。

※提出書類の分割提出は認めない。

(4) 提出先

下記「10. 応募先、質問先及び問い合わせ先」を参照

(続く)

6. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する受託候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置し審査する。応募事業者が4者以上あった場合のみ、第1次審査（書類審査）を行う。提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。第2次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。なお、選考委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定するものとする。

第2次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下の通り。

- ① 日時：5月13日(水)を予定(日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。)
- ② 発表時間：25分(各提案者につき10分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答することとする。)
- ③ 発表方法：提出された企画提案書に対する説明を求めるとともに、選考委員会から事業者に対し、質疑応答を行うためのプレゼンテーションを実施する。
※詳細は別途、お知らせする。
- ④ その他：当日の出席者は提案者あたり3名以内(プレゼンテーションを行う者を含む)とし、すべて今回の提案業務に関わるスタッフとする

(2) 評価項目

項目	配点 (合計100)	備考
(1) 企画提案書	20	○本業務の目的・趣旨の理解 ○これまでのキャリアやスキルを活かした成果が期待できるか。
	40	○執筆した記事が魅力的でわかりやすく、受け手のことを考えたものか ○提案された内容が、本市の特徴やnoteの特徴を捉えたものであるか
	10	○その他追加提案
(2) 実施体制・業務実績	20	○本業務の実施体制について ○取組み姿勢について ○類似する業務の実績
(3) 見積金額	10	○見積額については相対評価とする。
(4) 処分歴	内容に応じて減点	○処分歴等についての評価

(3) 審査結果の通知

- ・第一次審査の結果は5月8日頃に、第二次審査の結果は5月下旬に、メールにて通知する。
- ・豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

(4) 審査結果の公表

- ・市ホームページにおいて審査結果を公表する。
 - ・公表内容は次のとおり
 - ① 件名
 - ② 履行期間
 - ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
 - ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
 - ⑤ 選定理由
 - ⑥ 採点結果
 - ⑦ 担当課
 - ⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）
- ※応募者が2者の場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・期限内に提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に遅刻・欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選考委員会が失格と認めたとき

8. 契約について

- ・優先交渉権者は、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとする。協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがある。
- ・本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約

の締結を行うこと。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）

9. 留意事項

- ・本プロポーザルに要する経費（提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等）は、応募者の負担とする。
- ・選考委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ・質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けない。
- ・提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じない。
- ・提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ・提案書類の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届【様式6】を文書で豊中市長あてに提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

10. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市 都市経営部 広報戦略課

T E L : 06-6858-2028 F A X : 06-6842-2810

E-mail : kouhou@city.toyonaka.osaka.jp

担 当 : 結城、辻本